

東播工業高等学校 生徒指導に係るルール

令和3年6月1日改定

1 生徒との連絡について

教職員から生徒への直接の連絡は、教育活動（部活動指導・行事指導等）の必要時に限ります。教職員と生徒の間では、私的なやり取りは行いません。

2 生徒相談等の実施方法について

面談や家庭訪問等で行い、原則として複数の教職員により組織的に対応します。また、メールや SNS は使用せず、対面で行うことを原則とします。

3 教職員の自動車への生徒の乗車について

- ① 原則として、教職員の自家用車には生徒を乗せないことになっています。
- ② やむを得ず生徒を教職員の自家用車に乗せる必要がある場合には、事前に保護者へ連絡をします。